

当座勘定規定の一部改正について
(2026年4月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
<p><u>1.</u> (当座勘定への受入れ) (省略)</p> <p><u>2.</u> (証券類の受入れ) (省略)</p> <p><u>3.</u> (本人振込み) (省略)</p> <p><u>4.</u> (第三者振込み) (省略)</p> <p><u>5.</u> (受入証券類の不渡り) (省略)</p> <p><u>6.</u> (手形、小切手の金額の取扱い) (省略)</p> <p><u>7.</u> (手形、小切手の支払等) (省略)</p> <p><u>8.</u> (手形、小切手用紙) (1) ～ (省略) (4) (削除)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>9.</u> (支払の範囲) (省略)</p> <p><u>10.</u> (支払の選択) (省略)</p> <p><u>11.</u> (過振り) (省略)</p> <p><u>12.</u> (手数料等の引落し) (省略)</p>	<p>第1条 (当座勘定への受入れ) (省略)</p> <p>第2条 (証券類の受入れ) (省略)</p> <p>第3条 (本人振込み) (省略)</p> <p>第4条 (第三者振込み) (省略)</p> <p>第5条 (受入証券類の不渡り) (省略)</p> <p>第6条 (手形、小切手の金額の取扱い) (省略)</p> <p>第7条 (手形、小切手の支払等) (省略)</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) (1) ～ (省略) (4) (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>第9条 (支払の範囲) (省略)</p> <p>第10条 (支払の選択) (省略)</p> <p>第11条 (過振り) (省略)</p> <p>第12条 (手数料等の引落し) (省略)</p>

改正	現行
<u>13.</u> (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。	<u>第13条</u> (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当会は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
<u>14.</u> (印鑑等の届出) (省略)	<u>第14条</u> (印鑑等の届出) (省略)
<u>15.</u> (届出事項の変更) (省略)	<u>第15条</u> (届出事項の変更) (省略)
<u>16.</u> (成年後見人等の届出) (省略)	<u>第16条</u> (成年後見人等の届出) (省略)
<u>17.</u> (印鑑照合等) (省略)	<u>第17条</u> (印鑑照合等) (省略)
<u>18.</u> (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (省略)	<u>第18条</u> (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (省略)
<u>19.</u> (線引小切手の取扱い) (省略)	<u>第19条</u> (線引小切手の取扱い) (省略)
<u>20.</u> (自己取引手形等の取扱い) (省略)	<u>第20条</u> (自己取引手形等の取扱い) (省略)
<u>21.</u> (利息) (省略)	<u>第21条</u> (利息) (省略)
<u>22.</u> (残高の報告) (省略)	<u>第22条</u> (残高の報告) (省略)
<u>23.</u> (譲渡、質入れの禁止) (省略)	<u>第23条</u> (譲渡、質入れの禁止) (省略)
<u>24.</u> (取引の制限等) (省略)	<u>第24条</u> (取引の制限等) (省略)
<u>25.</u> (解約) (省略)	<u>第25条</u> (解約) (省略)
<u>26.</u> (取引終了後の処理) (省略)	<u>第26条</u> (取引終了後の処理) (省略)
<u>27.</u> (手形交換所規則による取扱い) (省略)	<u>第27条</u> (手形交換所規則による取扱い) (省略)
<u>28.</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (省略)	<u>第28条</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (省略)
<u>29.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)	<u>第29条</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)
<u>30.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略)	<u>第30条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略)

改正	現行
<p><u>31.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>32.</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p>【小切手用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>7. (削除)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>7. (削除)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>9. (削除)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p>	<p><u>第31条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><u>第32条</u> (規定の変更等) (省略)</p> <p>【小切手用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>7.</p> <p><u>8. 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>7.</p> <p><u>8. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>9.</p> <p><u>10. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) <その他> (省略)</p>
以 上	以 上